

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
通則等 【地域密着型サービス共通事項】 (1)常勤換算方法	・定義：従業者の勤務延時間数を、事業所が定める常勤の勤務時間数（32時間未満の場合は30時間ではなく32時間を基本）で除して換算する方法。 ・延時間の対象：該当事業のサービスに従事した時間のみ。併設事業所との兼務者は、該当事業での勤務時間のみ算入する。 ・短時間勤務の特例：育児・介護休業法や母性健康管理措置、治療と仕事の両立支援等による時短措置（週30時間以上）が講じられている場合、常勤換算上「1」として取り扱い可能。		
(2)勤務延時間数	・定義：サービス提供および準備・待機時間として明確に位置付けられた時間の合計。 ・上限：従業者1人につき、常勤の勤務時間数を算入の上限とする。		
(3)常勤	・定義：事業所の常勤勤務時間数（32時間未満の場合は32時間）を満たしていること。時短措置（育休・介護・治療等）適用者は、利用者の処遇に支障がない場合に限り「週30時間」で常勤扱い可能。 ・兼務の特例：併設事業所（同一敷地・隣接等）の職務で同時並行処理が可能な場合、勤務時間の合計が常勤時間に達していれば常勤要件を満たす（例：併設の訪問介護管理者と居宅介護支援管理者の兼務）。 ・産休・育休等の代替：産前産後休業や育児・介護休業等の取得期間中は、基準を満たす資質を持つ複数の非常勤従事者を常勤換算することで、常勤要件を満たすことができる。		
(4)専ら従事する・専ら提供に当たる	定義：勤務時間帯（サービス提供時間帯）を通じて、該当サービス以外の職務に従事しないこと。常勤・非常勤を問わない。		
(5)前年度の平均値	・原則：前年度（4月～翌3月）の全利用者延数を前年度日数で除して算出（端数は小数点第2位以下切り上げ）。 ・新規開設・再開・増床時： -6か月未満：定員（またはベッド数）の90%を便宜上の利用者数とする。 -6か月以上1年未満：直近6か月の延数を6か月の日数で除した数。 -1年以上：直近1年の延数を1年間の日数で除した数。 ・減床時：実績が3か月以上ある場合、減床後の延数を延日数で除した数（地域密着型特定施設・地域密着型特養で合理的な理由がある場合は、他の適切な方法で推定可能）。 ・小多機・看多機の特例：指定申請時の通いサービス従業者数の算定は、開設から6か月未満の間は「3以上」かつ事前届出の「利用者見込数」を基に算定して差し支えない（見込数を超えた場合は届出変更が必要）。		
基本事項 第一節 基本方針	☐ 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっているか。	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	☐ 基本方針に規定する援助等を行うため、次のサービスを提供しているか。 一 定期巡回サービス（訪問介護員等による定期巡回・世話） 二 随時対応サービス（通報受付、相談援助、訪問・看護等の対応要否判断） 三 随時訪問サービス（判断に基づく随時訪問・世話） 四 訪問看護サービス（看護師等による療養上の世話・診療補助）	適・否	
人員 第二節 人員に関する基準 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	☐ 事業所ごとに置くべき従業者の職種及び員数は、次のとおりとなっているか。 一 オペレーター：提供時間帯を通じて一以上確保されるために必要な数以上 二 定期巡回サービスを行う訪問介護員等：適切に提供するために必要な数以上 三 随時訪問サービスを行う訪問介護員等：提供時間帯を通じて一以上確保されるために必要な数以上 四 訪問看護サービスを行う看護師等： イ 看護職員（保健師、看護師、准看護師） 常勤換算で二・五以上 ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 実情に応じた適当数	適・否	オペレーター _____人 訪問介護員等 _____人 看護職員（常勤換算） _____人 その他 _____人
管理者	☐ 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、管理上支障がない場合（次の場合）は兼務可能。 ・当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者の職務に従事する場合 ・当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合 ・同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合	適・否	管理者氏名 _____ 兼務の有無 【有・無】 兼務の場合の職種 _____
管理者の責務	☐ 管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 ☐ 管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
オペレーター	☐ サービス提供時間帯を通じて、オペレーターを1名以上配置しているか。 ☐ 看護師、介護福祉士等をもって充てているか。（一定の要件を満たすサ責1年以上経験者も可） ☐ オペレーターのうち一人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等となっているか。 ☐ 専らその職務に従事しているか。（支障がない場合は同一敷地内事業所の職務等との兼務可） ☐ 同一敷地内の対象施設（短期入所、特定施設、小多機、グループホーム、老健、介護医療院等）の職員をオペレーターとして充てている場合、入所者等の処遇に支障がないか。	適・否	
訪問介護員等	☐ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者となっているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第四項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	適・否	
看護職員等	☐ 看護職員のうち一人以上は、常勤の保健師又は看護師（第三条の二十三第一項及び第三条の二十四において「常勤看護師等」という。）となっているか。 ☐ 看護職員のうち一人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者となっているか。 ☐ 事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち一人以上を、利用者に対する第三条の二十四第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）となっているか。 事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第五項の規定により同条第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第百七十一条第十四項の規定により同条第四項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該第一項第四号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	適・否	
計画作成責任者	☐ 事業所ごとに従業者のうち1人以上を計画作成責任者としているか。 ☐ 計画作成責任者は、オペレーター、定期巡回又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者としているか。	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
勤務体制の確保等	☐ 利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めているか。 ☐ 事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ☐ 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ☐ 適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適・否	
第三節 設備に関する基準 設備及び備品等 事務所	☐ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ☐ 事務室、プライバシーの確保された相談室（専用の部屋でない場合はパーテーション等で囲われている相談スペース）を確保しているか。 ☐ 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。	適・否	
機器等	☐ 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 一 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
	☐ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。 ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。		
第四節 運営に関する基準 内容及び手続の説明及び同意	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三条の二十九に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百八十三条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ☐ 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。 ☐ 第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 一 第二項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
	☐ 前項の規定による承諾を得た際、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		
提供拒否の禁止	☐ 正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んでいないか。	適・否	提供拒否した場合の理由
サービス提供困難時の対応	☐ 事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否	
受給資格等の確認	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 ☐ 前項の被保険者証に、法第七十八条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めているか	適・否	
要介護認定の申請に係る援助	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ☐ 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の三十日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	
心身の状況等の把握	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否	
指定居宅介護支援事業者等との連携	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	適・否	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	☐ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。	適・否	
居宅サービス計画等の変更の援助	☐ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適・否	
身分を証する書類の携行	☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適・否	
サービスの提供の記録	☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第四十二条の二第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他の必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ☐ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	
利用料等の受領	☐ 法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ☐ 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 ☐ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否	
保険給付の請求のための証明書の交付	☐ 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	☐ 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。 ☐ 自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	適・否	
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	☐ 計画に基づき必要な援助・看護を行っているか。 ☐ オペレーターは関係者と連携し、心身の状況等の的確な把握、相談助言を行っているか。 ☐ 身体的拘束等は原則禁止とし、緊急やむを得ず行う場合はその態様・時間・心身状況・緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性）を記録しているか。 ☐ 合鍵を預かる場合は厳重に管理し、管理方法等を記載した文書を利用者に交付しているか。	適・否	
主治の医師との関係	☐ 常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行っているか。 ☐ 訪問看護の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 ☐ 主治の医師に計画書及び訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図っているか（医療機関が運営する場合、診療記録への記載をもって文書指示・報告書提出に代えることができる）。	適・否	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	☐ 計画作成責任者は、利用者の状況や希望を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。 ☐ 居宅サービス計画に沿って作成しているか。（日時等の決定・ケアマネへの提出） ☐ 看護職員による定期的なアセスメント結果を踏まえて作成しているか。 ☐ 訪問看護利用者については療養上の目標等を記載し、常勤看護師等の指導・管理のもと作成しているか。 ☐ 内容を利用者・家族に説明して同意を得、計画書を交付しているか。 ☐ 実施状況を把握（モニタリング）し、必要に応じて計画変更を行っているか。 ☐ 看護師等は訪問看護報告書を作成し、常勤看護師等は必要な指導・管理を行っているか。	適・否	
同居家族に対するサービス提供の禁止	☐ 従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービス（随時対応を除く）の提供をさせていないか。	適・否	
利用者に関する市町村への通知	☐ 利用者が正当な理由なく指示に従わず要介護度を増進させたとき、または不正行為により保険給付を受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知しているか。	適・否	
緊急時等の対応	☐ サービス提供中に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡等の措置を講じているか。（看護職員は臨時応急の手当てを実施）	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
運営規程	☐ 事業所ごとに次に掲げる運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 合鍵の管理及び紛失した場合の対処方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項	適・否	
業務継続計画（BCP）の策定等	☐ 感染症や非常災害発生時にサービスを継続・早期再開するための業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じているか。 ☐ 従業者へのBCP周知、定期的な研修及び訓練（シミュレーション・年1回以上）を実施しているか。 ☐ 定期的にBCPの見直し・変更を行っているか。	適・否	《感染症》 計画策定 【有・無】 研修 月 日 訓練 月 日 《非常災害》 計画策定 【有・無】 研修 月 日 訓練 月 日
衛生管理等	☐ 従業者の清潔保持・健康状態の管理、設備・備品等の衛生管理を行っているか。 ☐ 感染症の発生・まん延防止措置（①感染対策委員会の概ね6月に1回以上の開催・周知、②指針の整備、③定期的な研修及び訓練の実施）を講じているか。	適・否	委員会 月 日 指針の整備 【有・無】 研修 月 日 訓練 月 日 担当者
掲示・ウェブサイト掲載	☐ 事業所の見やすい場所又は閲覧可能なファイル等により、重要事項を掲示しているか。 ☐ 原則として、重要事項をウェブサイト（自社HPまたは介護サービス情報公表システム等）に掲載しているか。	適・否	
秘密保持等	☐ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていけないことを理解しているか。 ☐ 業務上知り得た利用者・家族の秘密保持措置を講じているか。 ☐ サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合、あらかじめ文書による同意を得ているか。	適・否	
広告	☐ 事業所の広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否	
利益供与の禁止	☐ 指定居宅介護支援事業者等に対し、利用者に特定事業者を利用させる対償として利益供与を行っていないか。	適・否	
苦情処理	☐ 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ☐ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ☐ 提供したサービスに関し、市町村が行う文書等の提出・提示の求め、質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い、改善の内容を報告しているか。 ☐ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い、改善の内容を報告しているか。	適・否	

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
地域との連携等 （介護・医療連携推進会議）	☐ 介護・医療連携推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、提供状況等を報告して評価・助言を受ける機会を設けているか。（オンライン開催可。利用者等参加時は同意が必要） ☐ 会議の記録を作成し、公表しているか。 ☐ 同一建物居住者へサービス提供を行う場合、正当な理由がある場合を除き、それ以外の者にも提供を行っているか。	適・否	
事故発生時の対応	☐ 事故発生時には市町村、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、採った措置等を記録しているか。 ☐ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	
虐待の防止	☐ 虐待防止措置（①対策委員会の定期開催・周知、②指針の整備、③年1回以上の研修実施、④担当者の配置）を適切に講じているか。	適・否	委員会定期開催 【有・無】 指針の整備 【有・無】 研修 月 日 担当者
会計の区分	☐ 事業所ごとに経理を区分し、事業の会計とその他の会計を区分しているか。	適・否	
記録の整備	☐ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、並びにサービス提供に関する記録（計画書、提供記録、医師指示書、訪問看護報告書、身体拘束記録、市町村通知記録、苦情記録、事故記録等）を整備し、完結の日から5年間保存しているか。	適・否	
電磁的記録等	☐ 各種記録の作成・保存等について、書面に代えて電磁的記録により行っている場合、交付・説明・同意等について相手方の承諾を得ているか。	適・否	
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 【通則等】	☐ (1)単位数計算：基本単位に割合を乗じる度に四捨五入。1円未満切り捨て。 (2)併算制限：併設・併用サービス（特定施設、グループホーム、短期入所等）利用中の算定関係を確認。 (3)同一時間帯の重複利用：同一時間帯の複数訪問サービス原則不可（連携型定期巡回＋訪問看護等例外あり）。 (4)認知症高齢者の日常生活自立度：医師の判定結果又は主治医意見書（最新のもの）を使用。	適・否	
基本単位（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費）	☐ イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき） (1) 訪問看護を行わない場合（要介護1: 5,446～要介護5: 24,692単位） (2) 訪問看護を行う場合（要介護1: 7,946～要介護5: 28,298単位）※准看護師訪問時は100分の98 ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（連携型・1月につき） 要介護1: 5,446～要介護5: 24,692単位 ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）（夜間限定） (1)基本夜間: 989単位/月、(2)定期巡回: 372単位/回、(3)随時訪問(Ⅰ): 567単位/回、(4)随時訪問(Ⅱ・2人訪問): 764単位/回 ※月途中開始・終了時は日割り計算。 ※(Ⅰ)(Ⅱ)算定中は他訪問介護費等は原則算定不可。 ※通所系サービス利用時は利用日数に応じた減算、短期入所系サービス利用時は利用日数に応じた日割り計算を実施。	適・否	
高齢者虐待防止措置未実施減算	☐ 基準に定める措置（委員会開催、指針整備、研修実施、担当者配置）を満たさない事実が生じた場合、所定単位数の100分の1を減算しているか。	適・否	算定【有・無】

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
業務継続計画未策定減算	☐ 業務継続計画（BCP）未策定、周知・研修・訓練未実施等の基準を満たさない場合、所定単位数の100分の1を減算しているか。	適・否	算定【有・無】
通所サービス利用時の調整（減算）	☐ 通所介護等を利用した日数に応じ、所定の単位数（イ(1)・ロは要介護1:62～要介護5:281単位/日、イ(2)は要介護1:91～要介護5:322単位/日）を減算しているか。	適・否	算定【有・無】
事業所と同一建物内の利用者へのサービス提供（減算）	☐ 同一敷地内建物等に居住する利用者に対しサービス提供を行う場合、該当する区分に応じた所定の減算〔イ：同一敷地・同一建物（600単位/月減、50人以上は900単位/月減）、ロ：イ以外の建物で月15人以上居住（600単位/月減、50人以上は900単位/月減）、ハ：連携型訪問看護ステーション等の同一敷地内提供（100分の90算定、50人以上は100分の85算定）〕を行っているか。	適・否	算定【有・無】
特別地域加算・中山間地域等加算	☐ 特別地域加算（100分の15加算） ☐ 中山間地域等における小規模事業所加算（100分の10加算） ☐ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（100分の5加算） ※届出および該当地域・要件に応じた適切な加算算定が行われているか。	適・否	算定【有・無】
緊急時訪問看護加算	☐ 利用者等からの連絡に常時対応できる体制を整備し届出を行っている場合、事業所の体制に応じた緊急時訪問看護加算〔Ⅰ：常時対応体制に加えて、看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理体制等も整備している場合（325単位/月）、Ⅱ：常時対応体制のみを整備している場合（315単位/月）〕を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
特別管理加算	☐ 特別な管理を必要とする利用者に対し計画的な管理を行った場合、利用者の状態に応じた特別管理加算〔Ⅰ：重度の医療管理（在宅悪性腫瘍、気管カニューレ・留置カテーテル使用等/500単位/月）、Ⅱ：継続的な医療管理（在宅酸素、人工肛門、真皮を超える褥瘡、週3日以上点滴等/250単位/月）〕を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
ターミナルケア加算	☐ 在宅等で死亡した利用者に対しターミナルケアを行った場合、算定要件〔死亡日および死亡日前14日以内に2日以上実施、24時間体制の確保、ターミナルケア計画書への同意・記録（※直前に搬送され24時間以内に病院等で死亡した場合を含む）〕を満たした上でターミナルケア加算（2,500単位/死亡月）を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
主治医の特別指示（医療保険への移行）	☐ 主治医より特別指示書の交付があった場合、交付日から14日間に限り医療保険給付対象とし、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回費（Ⅰ）は算定せず、日割り計算を行っているか。	適・否	算定【有・無】
他サービス利用時の算定制限	☐ 施設入所中、短期入所中、他事業所での定期巡回利用中等において、重複して定期巡回費を算定していないか。	適・否	算定【有・無】
初期加算	☐ 利用開始日（または30日を超える病院・診療所等への入院後にサービスを再開した日）から起算して30日以内の期間について、基本報酬を算定する日ごとに初期加算（30単位/日）を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
退院時共同指導加算	☐ 病院・施設等からの退院・退所に当たり、入院・入所中に主治医等と共同で在宅療養の指導を行い（オンライン指導含む）、指導内容を文書等で提供した上で退院・退所後に初回の訪問看護を行った場合、退院時共同指導加算〔600単位/回・原則退院につき1回（特別管理対象者は2回）〕を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
総合マネジメント体制強化加算	☐ 多職種協働での計画見直しや関係機関との連携体制等を整え届出を行っている場合、事業所の取組に応じた総合マネジメント体制強化加算〔Ⅰ：計画の随時見直し＋医療機関等への情報提供＋地域住民との交流等の取組を実施（1,200単位/月）、Ⅱ：計画の随時見直し＋医療機関等への情報提供を実施（800単位/月）〕を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
生活機能向上連携加算	☐ リハビリ専門職等と連携して生活機能の向上を目的とした計画を作成・提供している場合、連携方法に応じた生活機能向上連携加算〔Ⅰ：ICTや動画等を用いて専門職の助言を受け計画作成（100単位/月）、Ⅱ：専門職が自宅を直接訪問して評価・助言を受け計画作成（200単位/月）〕を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
認知症専門ケア加算	☐ 利用者のうち認知症高齢者（自立度Ⅲ以上）が50%以上を占め届出を行っている場合、体制に応じた認知症専門ケア加算〔Ⅰ：実践リーダー等研修修了者の配置・チームケア・研修計画の実施等（90単位/月）、Ⅱ：Ⅰの要件に加え認知症介護指導者の配置・指導（120単位/月）〕を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
口腔連携強化加算	☐ 歯科訪問診療を行う歯科医療機関と連携体制を確保した上で、事業所の従業者が利用者の口腔健康状態の評価（スクリーニング）を行い、本人の同意を得て評価結果を歯科医療機関および担当ケアマネジャーの双方へ情報提供した場合、口腔連携強化加算（50単位/月1回）を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
サービス提供体制強化加算	☐ 介護福祉士割合等の要件を満たし届出を行っている場合、事業所の体制に応じたサービス提供体制強化加算〔Ⅰ：介護福祉士60%以上または勤続10年以上介護福祉士25%以上（750単位/月）、Ⅱ：介護福祉士40%以上または有資格者60%以上（640単位/月）、Ⅲ：介護福祉士30%以上/有資格者50%以上・常勤60%以上・勤続7年以上30%以上のいずれか（350単位/月）〕を正しく算定しているか。	適・否	算定【有・無】
介護職員等処遇改善加算	☐ 賃金改善計画の策定・周知・届出、職場環境等要件を満たし、介護職員等処遇改善加算を算定しているか。 【加算率区分】 1. 令和8年4月・5月：加算（Ⅰ）：24.5%、加算（Ⅱ）：22.4%、加算（Ⅲ）：18.2%、加算（Ⅳ）：14.5% 2. 令和8年6月以降：加算（Ⅰイ）：26.7%（キャリアパスⅠ～Ⅴ、職場環境等、見える化）、加算（Ⅰロ）：27.8%（加算Ⅰイ要件＋特例要件）、加算（Ⅱイ）：24.6%（キャリアパスⅠ～Ⅲ・Ⅴ、職場環境等、見える化）、加算（Ⅱロ）：25.7%（加算Ⅱイ要件＋特例要件）、加算（Ⅲ）：20.4%（キャリアパスⅠ～Ⅲ、職場環境等、見える化）、加算（Ⅳ）：16.7%（キャリアパスⅠ・Ⅱ、職場環境等） ☐ 【月額賃金改善要件（全区分必須）】 加算（Ⅳ）相当額の二分の一以上について、基本給または決まって毎月支払われる手当（月額賃金）の引き上げによる賃金改善を実施しているか。 【キャリアパス要件】 ☐ 要件Ⅰ《全区分》：職位・職責等に応じた任用要件及び賃金体系（給与表等）を就業規則等の書面で整備し、すべての介護職員に周知しているか。 ☐ 要件Ⅱ《全区分》：資質向上の目標及び研修計画を策定し、研修の実施又は受講機会の確保（費用補助・有休付与等）を行い、すべての介護職員に周知しているか。	適・否	算定【有・無】 （Ⅰイ・Ⅰロ ・Ⅱイ・Ⅱロ ・Ⅲ・Ⅳ）

規定事項	基準・通知 等	評価	備考
	☐ 要件Ⅲ《Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ》：経験若しくは資格等に応じた昇給の仕組み、又は一定基準による定期昇給の仕組みを面で整備し、すべての介護職員に周知しているか。 ☐ 要件Ⅳ《Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ》：改善後の賃金（加算改善分含む）が年額440万円以上となる介護職員を1人以上設定・確保できているか。（※困難な場合は合理的な理由書を整備） ☐ 要件Ⅴ《Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ》：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）等の届出（あるいは相当する配置）を満たしているか。 【職場環境等要件】 ☐ 加算Ⅰ・Ⅱ（Ⅰ・ロ）：「入職促進」「資質向上」「両立支援」「心身の健康管理」「やりがい醸成」の5区分それぞれ各2項目以上（計10項目以上）を実施し、かつ「生産性向上」の取組から計3項目以上（※うち「⑰体制構築」又は「⑱課題の見える化」のいずれか必須）を実施しているか。 ☐ 加算Ⅲ・Ⅳ：上記5区分それぞれ各1項目以上（計5項目以上）を実施し、かつ「生産性向上」の取組から計2項目以上を実施しているか。 【見える化要件（加算Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ）】 ☐ 処遇改善の取組内容（賃金以外の処遇改善状況等）について、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表し、外部から閲覧できるようにしているか。（「介護サービス情報公表システム」への掲載可） 【令和8年度特例要件（加算Ⅰロ・Ⅱロのみ）】 ☐ 生産性向上や協働化に係る取組として、次のいずれかを満たしているか。 一 ケアプランデータ連携システムを利用していること（※令和9年3月末までの利用誓約を含む）。 二 生産性向上推進体制加算（Ⅰ又はⅡ）を算定していること。 三 社会福祉連携推進法人に所属していること。		